オリンピック パラリンピック観光推進特別委員会 令和 2 年 12 月 3 日

観光·国際都市部 資料 29 番

所 管 スポーツ推進課

## ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の 手引き(概要)について

10月の本委員会報告以降、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議が2回開催され、実効的なコロナ対策の検討が進んでいる。その中で、11月12日に事前キャンプを受け入れる地方自治体が作成する受入れマニュアル作成の手引きが国から示された。

## 1 概要

- (1) 基本的事項
  - ア 滞在場所や移動経路など選手等の行程表
  - イ 選手等及び自治体の対応者が遵守すべき感染防止の基本原則
  - ウ 選手等の滞在先・用務先、移動手段についての制限・行動ルール 等
- (2) 各場面における主な対策
  - ア移動
    - ・原則、専用車両。徒歩移動はマスク着用、大声を避ける等対策 等
  - イ 宿泊
    - ・選手等以外との接触を避けるための措置(貸切・動線分離等)
    - ・部屋は基本的に個室、難しい場合は感染防止策をとった上で相部屋 等
  - ウ食事
    - ・一般客との接触を避け、個室を原則
    - ・料理を選択する方式とする場合、調理スタッフによる小分け提供 等
  - 工 練習
    - ・練習会場は貸切を原則(難しい場合は十分な感染防止策を講じる)
    - ・消毒の徹底、飛沫対策、換気・三密対策 等
  - オ ホストタウン交流
    - ・原則として事前合宿中は選手との接触が生じない形態で実施
    - ・大会後は感染防止策を講じた上で交流を実施 等
- (3) 選手等の健康管理、行動管理(入国後14日間)
  - ア 選手等の滞在時に、健康状態及び他者との接触状況等の把握
  - イ 選手等の行動を、用務先と宿泊場所の往復のみに限定
- (4) PCR 検査(詳細は別途検討)
  - ア 選手や自治体関係者等に対して必要な検査を実施
  - イ 検査結果を関係者と速やかに共有

(5) 感染疑い者等発生時の対応

都道府県や保健所と連携し感染疑い者・陽性者発生時の対応フロー 等

- (6) 関係者との調整、連絡体制
  - ア 都道府県や保健所、医療機関等との連携体制を構築
  - イ 「組織委員会感染症対策センター(仮称)」との情報共有・連携

## 2 区の対応

引き続き調整会議において検討が行われ、改めてマニュアルの詳細及びひな形が示される(時期未定)ため、その動向を注視するとともに、ブラジル事前キャンプを受入れる他自治体と情報交換を行い、課題を抽出するなど検討を行う。

具体的な感染予防の準備やPCR検査の対応、またおおたウエルカムボランティアの活動への影響など解決すべき事項が多岐にわたるため、令和3年3月頃を目途にブラジルオリンピック委員会と調整し、大田区版マニュアル案を作成する。

併せて、PCR 検査等の追加費用の負担が見込まれるため、国や東京都が負担するよう会議等の様々な機会を通じて要望している。